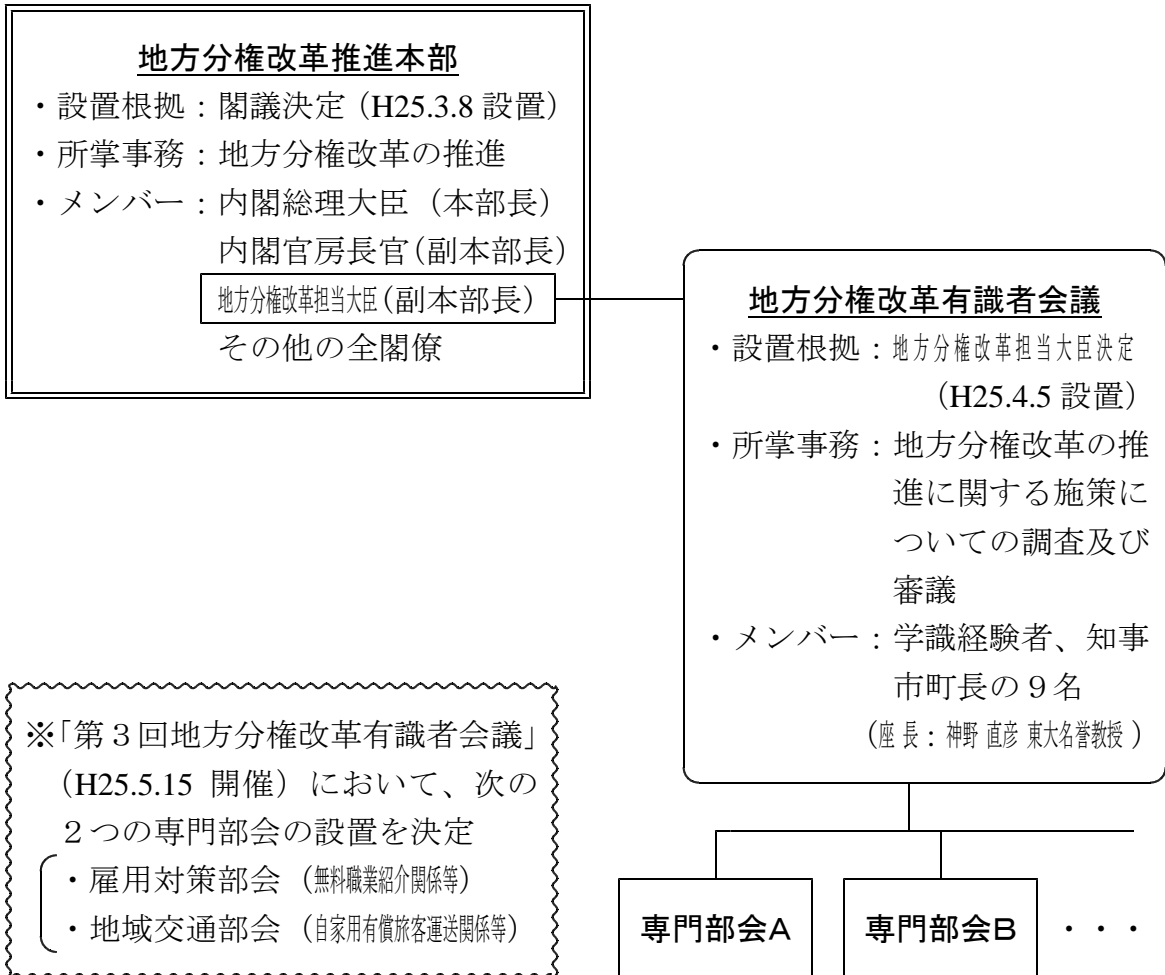


国から地方への事務・権限の移譲等に係る国の推進体制について

- 「地方分権改革推進本部」で政策を検討・決定
- 「地方分権改革有識者会議」による調査・審議
- テーマごとに専門部会を設け、客観的な評価・検討

【 国の推進体制イメージ 】



各府省の回答について

国から地方への事務・権限の移譲等に関する
各府省の回答の概要等（報告）

- 1 平成 25 年 4 月 16 日付けで各府省に依頼した検討の回答の概要を取りまとめたもの
- 2 検討対象は、
 - ① 平成 21 年の「出先機関改革に係る工程表」（地方分権改革推進本部決定）で見直すとされた事務・権限のうち、地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直しに関するもの
 - ② 平成 22 年の各府省の見直しで地方に移譲するとされたもの
 - ③ 平成 23 年に全国知事会が特に移譲を要望した 3 分野の事務・権限等
 - ④ ①～③の他、各府省が移譲等の検討を行ったもの
- 3 回答では、下表のとおり、措置済みの事項を除く約 100 事項のうち 8 割が今後移譲等の見直しを行うとされている。

【各府省の回答（区分表）】

事務・権限の 事項数	区 分				
	A (地方自治体へ移譲するもの)		B (移譲以外の見 直しを行うもの)	C (国に残すも の)	D (既に必要な措 置が取られて いるもの)
	a (全国一律・一 斉に移譲するも の)	b (個々の地方自 治体の発意に 応じ選択的に 移譲するもの)			
126	55	17	8	21	29

(注) 事務・権限の事項数は、平成 22 年見直し時の事項をベースに整理している。また、一の事項で複数の区分が示されているものがあるため、事務・権限の事項数と区分の合計数とは一致しない。

- 4 今後、精査を行い、有識者会議等での議論を経て、移譲等の対象とする事務・権限について、地方分権改革推進本部において、夏頃を目途に一定の結論を出すことを目指す。

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したものである。
- 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<沖縄総合事務局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(総務部)	平成23年度で終了する沖縄振興計画の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。			D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	
2	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(財務部)				D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	
3	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(農林水産部)				D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	
4	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(経済産業部)				D	沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。 沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	
5	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(開発建設部)				D	<p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。</p> <p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>	<p>審議に当たっての留意事項 (四の欄と必要な条件を要する場合等)</p>
6	二級河川の改良工事、維持又は修繕及び特定多目的ダムの管理の実施	平成23年度で終了する沖縄振興特別措置法の見直しに当たっては、直轄事業とし得る要件の明確化等、国の役割を検討するものとする。			D	<p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。</p> <p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところ。</p> <p>当該規定は、河川法に基づき、沖縄県知事が管理等を行うとの規定を踏まえた上で、県知事の申請があった場合には、国が二級河川の改良工事や特定多目的ダムの管理等を行うことができると規定したものであり、県の主体性は確保されている。このことは、今回の法改正の、県の主体性をより尊重するとの観点に、本来的に沿っているものである。</p> <p>現在、改正法に基づき、振興策を着実に実施しているところであり、今後も県の意向も踏まえながら対応していくこととする。</p>	
7	振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務(運輸部)	平成23年度で終了する沖縄振興計画の見直しに当たっては、分権的視点を持って取り組む。			D	<p>沖縄は歴史的、地理的、社会的な特殊事情を抱えていることから、これまで政府は国の責務として、沖縄の振興を図ってきたところ。沖縄総合事務局は、国の責務を果たすための実施機関として、沖縄の振興に係る政府の諸施策を一元的、効率的に推進している。</p> <p>沖縄における国の責任の在り方については、改正沖縄振興特別措置法(平成24年4月施行。平成34年3月までの時限立法)において、沖縄振興計画の策定主体を国から県に変更するなど、県の主体性をより尊重する観点から見直しを行ったところであり、現在、改正法に基づき振興策を着実に実施しているところ。</p>	

各府省の回答(一覽)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
 ○ 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<総合通信局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	
1	無線通信等に関する一般消費者の利益の保護のための広報啓発、行政相談、指導等		A-b		A-b	<p>総合通信局では、一般消費者から寄せられる電話などによる相談・問い合わせ等に対し、関係課へ直接入るもの以外に、全般相談として総合通信相談所という窓口において対応(総務部門の職員が他の業務と併行して実施)を行っている。相談・問い合わせ内容の多くは受信障害や無線局免許等の申請に係るものなど、電波監理に関するものが多く、特に高度な専門性が求められる内容に対して、迅速、効率的かつ的確に対処するためには、電波監理の専門部門において対応することが一般消費者の利益に合致すると考えられる。</p> <p>一方、消費者にとっては、国民サービスに関する問い合わせ先が集約され、専門的な対応が可能な関係機関と連携した上で、省庁横断的な相談窓口が行政区域単位に存在することの利便性もある。このため、このような行政区域単位の横断的窓口が消費者のために設けられる場合に、問い合わせ窓口に係る事務を個々の地方自治体の発意に応じ、他分野の権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、選択的に移譲することは可能。</p>	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
2	情報通信技術(ICT)に関する産学官連携(民間に対する助成)に関する事務		A-b		A-b	<p>地域における情報通信技術の振興強化を図るためには、地域の大学、企業、自治体等からなる産学官の体制により、最先端の情報通信技術の研究開発や活用方策等の検討を行うとともに、その成果を広く展開する取組が有効と考えられる。</p> <p>地方総合通信局では、これまでも地域における最先端技術に対する固有のニーズや技術開発のシーズ等についての把握や、連携のための関係者間との連絡調整、地域の実情に適した研究開発テーマや情報通信技術の活用方策等のほか、セミナー等を通じた周知などにも取り組んでいる。</p> <p>しかし、地域の課題解決を目指し、地域における情報通信分野の研究テーマの発掘や研究開発、地元の大学、企業等が参画する実験プロジェクトや連携体制の強化の取組については、地域におけるニーズやシーズを踏まえ、地方自治体で実施することでその成果・効果が高まることも考えられるため、地域内での産学官連携推進の取組について、個々の地方自治体の発意があれば、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、移譲することが可能と考えられる。</p> <p>なお、情報通信技術の産学官連携に関する事務のうち、民間に対する助成事務は現在実施していない。</p>	
3	情報通信技術(ICT)に関する研究開発(国の委託研究)に関する事務		A-b		A-b	<p>本委託研究は、情報通信技術分野の戦略的な研究開発テーマに関し、国際競争力の強化や国民の安心・安全の確保、若手研究者の育成などへの貢献が期待される独創性、新規性の高い研究開発のうち、特に、地域固有の課題解決や地場産業の振興・創出など地域活性化のために、地域に密着した大学や、地域の中小・中堅企業等の研究開発を支援するものである。</p> <p>委託研究テーマは、全国各地の企業・大学等からの研究開発提案を外部有識者の意見も参照しつつ、国として実施すべきICT分野の基盤となる技術を確立するために必要な研究開発課題として選定される。その際、総合通信局等においては、地域の企業・大学等の利便性を確保するとともに、研究開発執行業務の効率化を図るため、本省が行う研究開発課題の採択結果に従い、委託先となる大学、民間企業等との委託契約や窓口業務に関し、庶務的事務のみを実施している。</p> <p>なお、契約等にあたっての庶務的業務においては、委託契約にあたっての研究計画の確認や経理検査時における研究実施内容と経費支出の整合性の確認等の際、最先端のICT分野の技術に精通した専門知識を有する職員の配置が不可欠である。</p> <p>こうした専門的知識を有する職員が自治体に配置されることを前提に、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、これら庶務的業務について自治体の発意に応じて移譲することが可能である。</p>	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たった際の留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
4	情報通信による地域振興等(地方自治体に対する助成)		各々の地域でのICT導入などは地方自治体が自ら実施することとする。ただし、先進的ICTの利活用のための標準仕様の策定などは、国が行うべき事務であり引き続き国が実施する。		A-b (※)詳細については、右記参照	<p>上記①(情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査)及び②(複数の市町村域・県域にまたがるICT利活用を推進するための、ICT導入の標準仕様策定に向けた支援事務)の事務に係る助成事業は、いずれも本省の予算により実施しており、かつ①の事務に係る助成のうち情報通信基盤の整備は平成21年度予算に係る事業をもって廃止された。</p> <p>他方、知事会PTからは「情報通信による地域振興等(地方自治体に対する助成)」については、廃止・民営化すべきとの要望がなされており、その要望内容を具体的に精査する必要があるものの、出先機関が担っている事務を整理すると次のとおりである。</p> <p>(総論)</p> <p>○ブロードバンド整備とその利活用の促進は、他の主要国と同様、国において推進すべきものである。</p> <p>○また、広域におけるICT利活用標準仕様等の全国普及を図るに当たっては、活用可能な事業者のネットワークや電波事情等を熟知しつつ、ICTを通じた地域の課題解決の在り方とともに全国のICT利活用事例を把握している国が関与することが適当。</p> <p>(個別事務に関する補足)</p> <p>①情報通信基盤の整備及び公共分野におけるICT利活用の促進の実施に際しての申請書類の受付・形式審査</p> <p>本事務は、国が先進的ICTの導入・利活用に係る委託事業等を実施するにあたって、国と事業主体の間での委託契約を締結等する際の申請・提案書類等の窓口での受付や書類具備・金額計算の確認といった形式審査の事務であり、事務内容は定型的で、かつ事務量が微少である。</p> <p>また、本事務の内容は定型的なものであるが、形式審査のために必要な要綱を本省において策定しており、審査事務に当たる担当者は、要綱の内容を網羅的に把握しておくことが必要となる。</p> <p>したがって、当該事務への対応のために、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率性が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>②複数の市町村域・県域にまたがるICT利活用を推進するための、ICT導入の標準仕様策定に向けた支援事務</p> <p>本事務は、国が効果的・効率的なICT利活用の普及拡大の観点から、複数の市町村域・県域にまたがった広域連携によるICT導入に係る標準仕様(有効性・安全性を含めた最適なICT関連機器・システムの導入手法等)を策定するにあたって必要となる、事業主体への効果検証・分析調査に係る基礎的データの収集事務、学識者、ICT関係事業者等幅広い主体からICT技術面・人材面での意見・アドバイス等を聴取する際の連絡事務である。</p> <p>事務内容は定型的で、かつ事務量が微少であるため、当該事務への対応のために、各地方それぞれに所要の執行体制を整備することは、行政効率性が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p> <p>③これまでの事業主体に対する会計検査院の実地検査対応</p> <p>本事務は、これまでの国の事業に係る会計検査の対応であり、場合によっては補助金の返還(行政処分)や委託金の減額にも及ぶ可能性もあることから、事業主体に対して、ICT機器・システムの調達方法、財産管理・処分方法など、補助金適正化法やこれまでの会計検査院の指摘事項などを踏まえた専門的なアドバイス・フォローが必要となる。</p> <p>また、先進的ICTの導入に係る事業が検査対象となる場合、会計検査院の質問も専門領域に及ぶことが考えられ、これに対応するためには、ICT専門家・事業者等と迅速かつ適切な情報共有・相談などを行える、ICT機器・システムの機能・特性を熟知した専門人材が不可欠である。</p> <p>以上のことから、当該会計検査に備えて、各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率性が非効率であると考えられることから、国において実施することが適切。</p>	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たった際の留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
5	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対民間)		A-b-①		A-b (※)詳細については、右記参照 民間向けの情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。 ①一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内民間団体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的なICTを中心として、その導入が十分に進んでいない民間団体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報(支援策、優良事例等)の更なる周知・啓発(セミナー・シンポジウム等)の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。 ②国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国において周知・啓発を行うことが適切。		
6	情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)(対地方自治体)		A-b-①		A-b (※)詳細については、右記参照 自治体向けの情報通信に関する広報啓発・相談(セミナー開催等)については、一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発については自治体が担い、国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等に関するものは国自らが自治体に周知する必要があると考えられる。その理由は次のとおりである。 ①一般的なICT導入に係る相談・アドバイス、国が既に公表した支援策や優良事例等の各ブロック内地方自治体への更なる周知・啓発 その有効性・安全性が十分に確立されている一般的なICTを中心として、その導入が十分に進んでいない地方自治体に対する、相談・アドバイス、国から入手したICT利活用に関する公表情報(支援策、優良事例等)の更なる周知・啓発(セミナー・シンポジウム等)の実施については、積極的・先端的にICT利活用に取り組んで成果を上げている地方自治体において実施することが適切。 ②国による最新の施策に係る周知・啓発、先進的なICT導入に係る相談・アドバイス等 技術革新の著しい情報通信分野に関しては、最新の動向をフォローすることが重要であり、例えば、電子政府・電子自治体、セキュリティ・安心・安全分野、先進的なICTの利活用等に関する国による最新の施策については、国で周知・啓発を行うのが適切。 仮に、地方自治体ごとに情報通信分野の動向の把握度合いが異なり、その対応に相違が生じた場合、地域によっては、安全水準が異なる事態を招きかねないことから、国による最新の施策については、国において周知・啓発を行うことが適切。		

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	
7	ケーブルテレビ等の許認可等		※「小規模共聴施設(～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。)」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考える。なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要があるかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考えられる。		A-b (※)詳細については、右記参照	1 ケーブルテレビ等に関する事務は、近年特に通信・放送の技術・制度に精通した専門性が必要となっている。その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。 2 しかしながら、地域の実情や住民のニーズ等を反映し得る「ケーブルテレビ等の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定するなどして、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。 3 具体的には「ケーブルテレビ等の許認可等」のうち、「小規模共聴施設(～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。)」については、技術基準適合維持の義務がなく立入検査が不要なことなどから、地方自治体に移譲することが可能であると考えられる。 なお、国民が等しく視聴機会を得られるようにすることに国が一定の役割を果たす必要があるかどうか等について、法令上の検討がさらに必要であると考えられる。 また、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・停止命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考えられる。	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等) 移譲するとして事務・権限について以上のとおり検討したが、「小規模共聴施設(～500端子。区域外再放送を行う場合を除く。)」について、 ・届け出られた業務について、届出内容の変更が適時適切になされるよう管理するとともに、無届けのまま不適切な事業が行われないうよう、きめ細かな周知・指導を行っていくなど、常に能動的対応が必要であること。 ・新たな建築物の構築等に伴う新たな難視について、届出事務の前段として小規模共聴施設を構築するか、高性能アンテナで対応するか、既存ケーブルテレビ事業者にサービス提供を求めるといった専門性を要する総合的な相談が寄せられことが多いため、職員がノウハウを習得し、きめ細かく対応する必要があること。 等も含め、受信者保護に十分留意されたい。
8	信書便事業の監督		※単一の都道府県の域内に完結して事業を行う特定信書便事業者に係る監督事務(許認可、検査・報告徴求、事故発生時の応急対応、再発防止・改善命令等を含む)については、地方自治体に移譲することが可能と考える。 ただし、地方移譲にあたっては次の条件が満たされることが前提である。 (1)郵便・信書便法令は国が定める。 (2)「信書の秘密」を保障するための全国統一的な基準を国が策定し、これに基づき都道府県知事が監督業務を行うこととし、これを実現する制度的枠組みを整備する。 なお、事故発生時の迅速な対応を確保するためには、応急対応や再発防止・改善命令等に国が関与した方が合理的な場合があり得ることから、地域主権と齟齬を来さないようにしながらも国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考えられる。		A-b (※)詳細については、右記参照	1 信書便事業は、国が確保すべき責務を負う郵便のユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、憲法に規定する「信書の秘密」を保障し、信書送達分野に民間事業者を参入させるものであることから、その監督に係る制度設計は、郵便のユニバーサルサービスの提供確保と一体的に国が行うことが妥当であり、その業務は引き続き本省指揮の下、国による一様の規律を要する事務である。 2 しかしながら、地域密着型の事業展開(例えば、バイクや自転車のみを送達手段として3時間役務で展開する、地元自治体の公文書集配業務の受託のみを行う)の事業者に対する「信書便事業の許認可等」の事務の一部については、他分野の事務・権限移譲の状況や国民の利便性の観点に配慮した上で、国による統一的判断基準等を策定する等して、地方自治体に監督権限を委ねられるのではないかと考える。 大型信書便役務や高付加価値役務を提供する者については、提供区域に法的な規制を設けていないことから、顧客のニーズに対応すべく、送達手段の追加や他の信書便事業者や運送事業者との事業協定・業務委託を通じて柔軟に広域・全国規模の配送網を構築することが可能である。したがって、都道府県単位での監督が容易ではないことと、信書便物の紛失・き損・誤配等の重大事故への迅速な対応のためには、信書の秘密の確保と郵便のユニバーサルサービス確保を一体的に国が行うという責務があることから、国が関与した方が合理的な場合があり得ることに留意する必要がある。 このため、地方分権と齟齬を来さないようにしながらも、国に一定の権限を留保すること等については、法令上の検討がさらに必要であると考えられる。	

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したものである。
- 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<法務局・地方法務局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答	
					区分	区分の理由等 移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	司法書士試験の実施		A-a		A-a	<p>司法書士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点(試験委員の選任を含む。)、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省等において行う必要があるところ、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っているが、各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加(現在、司法書士試験については、筆記試験は全国50会場、口述試験は全国8会場で実施)により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。</p> <p>当該業務の移譲に当たっては、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件とする。</p>
2	土地家屋調査士試験の実施		A-a		A-a	<p>土地家屋調査士試験は、国家試験であるため、問題作成及び採点(試験委員の選任を含む。)、合格者の決定、受験手数料の額の決定等は、法務本省等において行う必要があるところ、試験申込受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務は、各法務局において行っているが、各地方自治体において試験実施業務を行うことができれば、試験会場数の増加(現在、土地家屋調査士試験については、筆記試験は全国9会場、口述試験は全国8会場で実施)により、受験者の利便性が格段に向上するほか、地方自治体が所有する施設等を試験会場とすれば、会場借料も不要になり、経費も削減できることが期待できる。</p> <p>当該業務の移譲に当たっては、国家試験としての公平性を確保する観点から、現在行っている障害者等に対する特別措置、遅刻した受験者への対応、時間延長の措置等に関して全国統一した運用を確保することを条件とする。</p>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答	
					区分	区分の理由等
3	<p>人権擁護に関する事務</p> <p>→1 人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務</p> <p>2 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務</p>		<p>A-a</p> <p>※人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するが(A-a)、その前提として、法務大臣の委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みの検討が必要。</p> <p>また、人権啓発活動地方委託事業については、ネットワーク事業を除き、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する(A-a)が、啓発活動を確保するための方策の検討が必要。</p>		<p>A-a</p> <p>1 人権擁護委員の活動が各地方自治体との有機的連携をもって行われることは、重要なことであり、そのため、人権擁護委員法では、人権擁護委員は、各市町村長の推薦を経て、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いた上で、法務大臣が委嘱することとされている。これによって、人権擁護委員の活動が、全国的見地からの活動とそれぞれの地域の実情に即した活動となることを可能としている。以上の手続において、法務局は、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対して意見を求めるなどの事務を行っているが、これらの事務を市町村に移譲することにより、市町村が、全国的見地からの活動と地域の実情に即した活動を行うにふさわしい候補者を推薦するため、自ら候補者に関するより多くの情報を収集・蓄積することが可能となることから、これら人権擁護委員の委嘱に関する事務については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。</p> <p>ただし、法務大臣による委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、十分な判断資料の提供等がされる仕組みと併せて検討する必要がある。</p> <p>2 人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みである。この人権啓発活動地方委託事業は、ネットワーク事業と非ネットワーク事業に大別されるが、ネットワーク事業については、国が全国的に一定水準の啓発活動を展開するに当たって、国と地方自治体とが、協力・連携関係のもと、より効果的・効率的な人権啓発活動を行うために非常に有効なものであり、引き続き、国の事業として行っていくべきものと考えられる。</p> <p>これに対して、非ネットワーク事業は、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じて企画を行い、全国的な一定水準の確保という観点から法務局が査定を行った上、各地方自治体に実施を申し入れているものであるが、地域の実情や特性に合わせた効果的な啓発活動が何であるかは各地方自治体が最も良く知るところであって、各地方自治体はその判断と責任において事業を行うことが地域主権の趣旨に沿うものであることからすれば、人権啓発活動地方委託事業のうち非ネットワーク事業については、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲する事務と整理した。</p> <p>ただし、非ネットワーク事業についても、一定水準の啓発活動が行われるよう国が地方自治体に委託して実施しているものであり、地方自治体に移譲したものの、何らの人権啓発活動がなされないというような事態は避けなければならず、人権啓発活動を確保するための何らかの方策と併せて検討する必要がある。</p>	<p>移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)</p> <p>人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務について国が都道府県及び政令指定都市に対し委託を行い、都道府県が必要に応じて、市町村に再委託を行っているが、事業を移譲するに当たって、財源の移譲の仕方(補助金とするのか、地方交付税とするのか、又はその他の方法とするのか、移譲先を都道府県及び政令指定都市のみとするのか、各市町村にも移譲するのか等)について地方自治体や関係省庁と十分な協議・検討を行い、移譲の方法を確定する必要がある。</p> <p>そして、移譲のための条件として提示した人権啓発活動が確保されるために採り得る方策として何が相当であるのかについては、財源の移譲方法とも併せて検討する必要がある。</p> <p>すなわち、現在の委託の仕組み(地方自治体から事業計画の提出を受け審査をした上で委託を行い、人権啓発活動実施後も報告を受けて確認している。)に替わる人権啓発活動の確保のための方策の一つとして、地方自治体が実施した人権啓発活動について何らかの報告を求め、それによって事後的な確認をするということが考えられるが、財源の移譲方法いかんによって、どのような仕組みの中でこれが実現可能か、また、これ以外に人権啓発活動の確保のための方策があり得るかについて、地方自治体と協議を行い検討する必要がある。</p>

各府省の回答(一覧)

- 本資料は、各府省から提出された「事務・権限移譲等検討シート」のうち、「検討結果(事務・権限等の区分)」、「区分の理由等」及び「備考」を抜粋したもの。
- 事務・権限名については、平成22年見直し時のものをベースとして整理しているが、今回の回答において変更がある場合は、変更後の事務・権限名を「→」以下に記載している。

<地方厚生局>

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
1	医療法人(広域)等の監督		A-a		A-a	<p>・医療法人は、医療機関を開設する法人であるため、利用者に悪影響を及ぼさないよう、法人の指導監督は、確実に、適正に行われなければならない。</p> <p>・このため、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある医療法人の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこととなる。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	
2	国開設病院等の監督		A-a		A-a	<p>国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。このため、当該政策目的を達成するために、本事務・権限は国の医療政策の一環として行われるのが適当であると考えられる。</p> <p>しかし、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟に係る病床の増設、ハンセン病療養所の減床等を行う場合等について、都道府県知事等の承認等が得られず政策医療の提供に支障をきたすことがないよう、あらかじめ国が承認等の基準を定める等何らかの方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>国の開設する病院等としては、国立ハンセン病療養所、(独)国立高度専門医療センター、(独)国立病院機構の開設する病院等がある。また、各省庁が開設者となっている病院等の他、国とみならず国立大学法人、独立行政法人が開設者となっている病院等がある。</p> <p>【関東信越厚生局管内 → 病院:67施設、診療所:170施設】</p>
3	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定	児童福祉法や母子保健法、生活保護法に基づく指定養育医療機関等に関する事務・権限は、都道府県等に移譲する。	A-a		A-a	<p>被爆者対策については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」前文において、国の責任により、被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護施策を講じることとされている。</p> <p>なかでも、原爆症認定患者に対する医療については、国の責任において、国が医療費全額を負担しており、国が負担者の立場から、当該医療を担当する指定医療機関の指定から監督(指定の取り消しを含む)までを一貫して行っているため、引き続き実施するのが適当であると考えられる。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、的確な執行体制の整備がなされれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>一方で、都道府県への権限を移譲することとした際には、人員配置等、都道府県に大きな負担を強いることとなるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
4	指定医療機関等の指定 ・特定感染症指定医療機関からの報告徴収等		A-a		A-a	<p>特定感染症指定医療機関は、重篤で未知の感染症であり、そのまん延が広範囲にわたり、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新感染症の患者を受け入れる機関であることから、国が当該指定医療機関の指定を行っている。また、その指定を行った医療機関の適正な運営確保の観点から、国が地方厚生局に委任して、報告徴収を行っている。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関だけが行うことのできる事務・権限ではなく、法律上も都道府県知事が実施できることとされているため、的確な執行体制や法体系の整備等がなされれば、例えば、地方が法定受託事務の形で行うことも可能である。</p> <p>また、都道府県に権限を移譲することとした場合には、特定感染症指定医療機関の指定は国が行っていることから、都道府県の理解が不可欠である。</p>	当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
5	指定医療機関等の指定等 ・「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等		A-a		A-a	<p>現行の規定では、国が開設した病院等については厚生労働大臣が、そのほかの病院等については都道府県知事が、それぞれ指定等の事務を行うこととされているが、その指定基準等は、病院等の設置主体にかかわらず同一であることから、国が開設した病院等についてのみ指定等の事務を国が行う必要性に乏しいため。</p> <p>※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	
6	「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定等		A-a		C	<p>生活保護制度の見直しの検討の場である「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめ(平成23年12月12日)においては、「指定医療機関における国(地方厚生局)と地方自治体との連携規定の創設」をすることとされており、また、地方自治体の首長も含めて参加した「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」報告書(平成25年1月25日)においても、国(地方厚生局)による直接指導を行えるようにすることが求められるなど、国(地方厚生局)の積極的な関与が期待されている。こうした地方自治体からの意見等を踏まえ、今回、生活保護法を改正して指定医療機関制度を見直し、国の関与を強めることとしていることを考慮すると、当該事務については、国(地方厚生局)において引き続き実施すべきである。</p>	
7	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定		A-a		A-a	<p>戦傷病者特別援護法による療養の給付は、「軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の観点に基づき」(同法第1条)行うものであり、これに要する費用についても全額国の負担により行われている。</p> <p>指定医療機関の指定等の事務は国が適正な水準、内容の医療を確保する義務を負っているが、考え方は既に法令等で定めているため、都道府県がそれに従って当該業務を実施することは可能と考える。</p> <p>なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p>	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	
8	<p>・養成施設等の指定及び監督 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会</p>	<p>都道府県知事資格とされている栄養士、調理師、製菓衛生師に係る養成施設に関する事務・権限は、都道府県に移譲する方向で検討する。</p>	A-a		A-a	<p>・養成施設等の指定については、各職種の業務が国民の生命身体に直接影響するという観点から、その養成課程の適正の確保を、引き続き全国統一的に厳正に実施する必要がある。 ・しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国統一的に養成課程の適正を確保することが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。 ・なお、養成所が廃止され、学生が転校を余儀なくされるような場合についても、都道府県を超えて学生の円滑な転校を斡旋することが可能な体制が必要である。 ※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)</p>
9	<p>生活衛生同業組合振興計画の認定</p>		A-a		A-a	<p>・生活衛生同業組合振興計画の認定については、地域の実情を把握している地方公共団体に移譲することが適当である。</p>	<p>当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>
10	<p>複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合(広域)の許可等 →中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等</p>		A-a		A-a	<p>一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する認可等の権限については移譲を前提として、詳細について検討。 事業を複数の都道府県で活動する中小企業等協同組合等の場合については、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある中小企業等協同組合等の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。(移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。) ※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
11	社会福祉法人(広域)等の認可		A-a		A-a	<p>・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可等の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の認可に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	
12	生活保護法に規定する保護施設等(都道府県立)の監督	都道府県等に移譲する。			C	<p>保護施設に対する指導監査については、都道府県が行っている。</p> <p>他方、国においては、都道府県等が行う生活保護の施行事務について監査を行っており、その一環として、都道府県設置の保護施設に対して監査を実施している。</p> <p>都道府県等への施行事務監査については、生活保護行政の適切な運営を図るとともに、必要な保護が国全体として実施されるよう行われているものであり、こうした観点から、当該事務については、引き続き国が実施すべきである。</p>	
13	消費生活協同組合(広域)の許可、認可及び承認		A-a		A-a	<p>・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な許認可かつ実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の許認可等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	
14	精神保健指定医の指定に関する事務(指定証の交付等)		A-a		A-a	<p>指定医証の交付事務等、現在地方厚生局において実施している指定権限に直接的に関与しない事務(上記①～④(① 都道府県を経由して提出される新規申請受付、申請書類の確認、② 指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き、③ 指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き、④ 死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知)の事務を想定)については、指定医証の取扱いについて一定の基準を定める等の対応により、地方自治体で事務を行うことも可能であると考えられるため、移譲することとする。</p>	当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。
15	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行		A-a		A-a	<p>・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等は、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すために、支給しているものであるが、裁定等の主要な事務は、法定受託事務とし都道府県において行われているものである。</p> <p>今後、特別買上償還に関する証明書の発行事務についても、都道府県への移管を検討してまいりたい。</p> <p>なお、当該事務を都道府県への移管にすることとした場合、法令上の手当を行うことが必要となる。</p>	※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
16	医師等の臨床研修施設等の指導監督		A-a		A-a	<p>臨床研修は、医師法及び歯科医師法に基づく基本的な診療能力の修得等を目的とした医師及び歯科医師養成課程の総仕上げ段階の研修事業であり、臨床研修の質が全国的に均一に確保されるよう、引き続き、全国一律の基準により、研修内容に応じてきめ細かく指導監督する必要がある。</p> <p>しかし、必ずしも国の機関が行わなければならないものではなく、全国一律の基準により研修内容に応じたきめ細かい指導監督を行うことが可能であれば、例えば法定受託事務の形で地方が行うことも可能と考える。</p> <p>※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	<p>都道府県へ権限を移譲することとした際には、臨床研修施設を指導するに足る医学的知見を持った者が業務を行うよう地方機関に確保してもらう必要があるため、都道府県の理解が不可欠である。</p> <p>また、病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。</p>
17	総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認等		A-a		A-a (一部 C)	<p>・総合衛生管理製造過程の承認等に係る業務は、次の業務を除き、地方に移譲する。 (※1)</p> <p>① 海外施設の承認 輸入に関する事務であるため、国において実施する。</p> <p>② 総合衛生管理製造過程における例外承認(※2) 製造基準を定める際と同程度の内閣府食品安全委員会でのリスク評価等、科学的・技術的な審議が必要であり、これらの的確な執行体制の整備が不可欠であるため、国において実施する。(地域主権戦略大綱 第4の2(3)の(注)④に該当) なお、これらの事務については、高度な専門性を要するため、本省において実施する。</p> <p>・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法(※3)の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。</p> <p>※1:当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p> <p>※2:総合衛生管理製造過程の承認は、国が定める製造基準の例外を承認することが可能。</p> <p>※3:食品の原料の受入から製造・出荷までのすべての行程において危害の発生を防止するための重点ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、食品の製造・加工工程における衛生管理のグローバル・スタンダードである。</p>	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
18	指定検査機関の指定等 (食鳥検査法の指定検査機関)		A-a		A-a	<p>・食鳥の指定検査機関は、国内に流通する食鳥の検査を行っている。その指定の基準は全国統一的に定められているため、指定権限を地方に移譲することとする。</p> <p>・この場合、指定検査機関と食鳥処理場の管轄自治体が異なる場合があることに留意が必要であり、指定及び委任の制度の見直しを含め制度上の設計につき検討を要する。</p> <p>(例:指定検査機関は全国に15カ所しかない。そのため、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務(指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等)に当たる必要がある。)</p> <p>※当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。このため、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	
19	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	一の都道府県内等のみ事業所等がある者に対する勧告の権限を、都道府県等に付与する。	A-a		A-a	<p>○ 地方厚生局が行っている当該事務・権限を地方自治体への移譲することにより、県域レベルの事案について、地方自治体において、より一層効果的に監視・執行を行うことが可能となり、もって、健康食品等の虚偽・誇大広告等の適正化の推進が図られるものと評価されることから、当該事務・権限について、全国一律・一斉に移譲するものとして、地方自治体へ移譲することとする。</p> <p>○ 一方で、今回の対象外とされている本府省の事務・権限に関しては、消費者の利益の擁護や国民の健康増進に係る施策について、今後とも、国が責任を持って推進していく必要があり、消費者の利益の擁護等に関して特に必要と認められる場合にあっては、国が直接勧告・命令を行うことができるよう、引き続き、本府省(消費者庁長官)の権限・事務を存置する必要があると考える。</p> <p>○ また、当該事務・権限の移譲先の実施体制として、都道府県等単位のほか、自治体間連携や広域連合などの仕組みを検討することとされている。実施体制の在り方によって、実効的な監視・執行に大きく影響を与えられることが考えられるため、実施体制の在り方の検討に当たっては、別途、意見照会を行っていただくようお願いする。</p> <p>○ 当該事務を廃止することにより国民の健康増進に大きく支障をきたすことは明らかであり、当該事務を廃止することは不可能である。また、行政処分といった公権力の行使を民営化することは全く馴染まない。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したもの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	
20	医療監視(特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視)		A-a		A-a	<p>・特定機能病院に対する指導監督については、特定機能病院の特殊性にかんがみ、</p> <p>① 指導監督の実施基準は国が策定すること</p> <p>② 都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>③ 国は、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することができること</p> <p>等により、特定機能病院に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある特定機能病院の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>・緊急時における病院等に対する立入検査等については、そもそも都道府県に病院等に対する立入検査等の権限がある中で、緊急時には国も立入検査等を行うことができることとするものであるが、</p> <p>① 国は、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することができること</p> <p>② 国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等に係る情報については、国に対して報告を行うこと</p> <p>等により、緊急時において、病院等に対する適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある緊急時における病院等の立入検査等の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなくば、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	移譲に当たっての留意事項 (四の関与など必要な条件を要する場合等)
21	介護保険・サービスに関する指導		A-a		A-a	<p>地方厚生局が行う介護保険・サービスに関する指導に係る業務については、下記の留意点 が確実に担保されるのであれば、地方自治体へ移譲(全国一律・一斉に移譲するもの)とする ことは可能である。</p> <p>なお、地方自治体には介護サービス事業者に対する監督権限が付与されており、国の権限を 移譲しなくても、既に介護サービス事業所に対する指導・監督は自治体が行っているところであ る。</p> <p><留意点></p> <p>○ 市町村が行う介護サービス事業所の指導監督事務等に対する指導については、適切な制度 運営の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう 、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保すること。</p> <p>○ 事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業所からの 届出の受理及び検査の実施、都道府県・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導につい ては、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対し て、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が 実施されるようにする必要があること。</p> <p>○ 移譲にあたり各業務について、制度の適正運営及び利用者保護の観点から、緊急時又はコ ムソンのような全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、業務権限移譲 後においても、総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要があること。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備され ること、移譲した業務についてはその責任を地方が負うことを条件とする。さもなくば、移譲 後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	

No	事務・権限名	(1)「工程表」の移譲等の見直し内容	(2)各府省の検討結果が、「A-a」、「A-b-①」とされたもの	(3)地方が特に移譲等を要望したものの	今回の各府省の回答		
					区分	区分の理由等	移譲に当たっての留意事項 (国の関与など必要な条件を要する場合等)
22	消費生活協同組合の検査指導		A-a		A-a	<p>・事業を複数の都道府県で展開している生協の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在地方厚生局にある生協の指導監督の権限を都道府県に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	
23	社会福祉法人の指導監査		A-a		A-a	<p>・事業を複数の都道府県で展開している社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査の実施に支障を来さないことが担保されるのであれば、現在、地方厚生局が所掌している社会福祉法人の指導監査に係る事務・権限について、当該法人の主たる事務所がある都道府県等に移譲することは可能である。</p> <p>※ 当該業務を適時適切に実施することが可能な人員体制及び広域的な連携体制が整備されること、移譲した業務についてはその責任を地方において負うことを条件とする。さもなければ、移譲後においても、必要に応じて国による最低限の関与を行う点に留意されたい。</p>	

